

外務員等資格試験に関する規則 (平19. 9.30)

第 1 章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規則は、定款第77条第3項の規定に基づき、外務員等の資格試験（以下「試験」という。）に関し必要な事項を定める。

(処 理 細 則)

第 2 条 外務員等資格試験委員会（以下「委員会」という。）は、試験の執行に関し必要があると認めるときは、この規則に定めるものを除くほか、別に必要な事項を定めることができる。

第 2 章 試 験 の 執 行

(試験の種類)

第 3 条 試験は、次に掲げる6種類とする。

- 1 一種外務員資格試験
- 2 二種外務員資格試験
- 3 会員内部管理責任者資格試験
- 4 特別会員一種外務員資格試験
- 5 特別会員二種外務員資格試験
- 6 特別会員内部管理責任者資格試験

(受 験 資 格)

第 4 条 試験を受けようとする者は、次の各号に掲げる試験の区分に応じて、当該各号に定める全ての要件を満たさなければならない。

- 1 一種外務員資格試験及び二種外務員資格試験
 - イ 試験の受験日において、「協会の従業員に関する規則」（以下「従業員規則」という。）第12条第1項の規定により本協会が一級不都合行為者として取り扱っている者でなく、かつ、同条同項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者であり当該不都合行為者として取り扱うことを決定した日から5年間を経過していない者でないこと。
 - ロ 試験の受験日において、第7条第4項又は第9条の規定により試験を受けることができないこととされている者でないこと。
- 2 会員内部管理責任者資格試験
 - イ 前号イ及びロの要件を満たす者であること。
 - ロ 協会の役員（外国法人については、いかなる名称を有する者であるかを問わず、その法人に対して役員と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。以下同じ。）、又は協会員が試験を受けさせる必要があると認める者（協会員の役員を除く。）のうち「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」（以下「外務員規則」という。）第4条第1号に規定する一種外務員の資格を有する者であること。
- 3 特別会員一種外務員資格試験及び特別会員二種外務員資格試験

イ 第1号イ及びロの要件を満たす者であること。

ロ 特別会員又は特定業務会員（定款第5条第2号イに掲げる業務を行う者に限る。）（以下「特別会員等」という。）が試験を受けさせる必要があると認める者であること。

4 特別会員内部管理責任者資格試験

イ 第1号イ及びロの要件を満たす者であること。

ロ 特別会員等の役員、又は特別会員等が試験を受けさせる必要があると認める者（特別会員等の役員を除く。）のうち外務員規則第4条第4号に規定する特別会員一種外務員の資格を有する者であること。

（受験の禁止）

第4条の2 協会員は、前条の要件を満たしていない者に試験を受けさせてはならない。

2 委員会は、前条の要件を満たしていない者が試験を受けた場合には、その受験が行われなかったものとして取り扱う。

（試験の内容及び方法）

第5条 試験は、その種類ごとにそれぞれ必要と認められる知識について、筆記又はコンピュータ試験の方法により行う。

2 試験の科目、出題の範囲、問題の形式及び数、時間、合格判定基準等については、試験の種類ごとに委員会がこれを定める。

（受験手続）

第6条 協会員が試験の申込みをする場合の受験手続は、次の各号によるものとする。

1 協会員は、所定の方法により本協会へ直接申し込むこと。

2 協会員は、所定の受験料を直接本協会に支払うこと。

3 前2号に規定のない事項については、委員会が別に定めるところによること。

2 前項に規定する場合以外の受験手続は、委員会が別に定めるところによるものとする。

3 納付された受験料は、事由のいかんにかかわらず返還しない。

（不正の手段による受験等）

第7条 委員会は、不正の手段により試験を受けた者及び受けようとした者（以下「不正受験者」という。）に対しては、その試験を停止すること又は不合格として取り扱うことができる。

2 委員会は、不正の手段による受験（以下「不正受験」という。）が行われた場合又は行われた可能性がある場合には、その事実関係について調査することができる。

3 前項に規定する調査を受けた者は、当該調査に協力しなければならない。

4 委員会は、不正受験者に対しては、1年以内の期間を定めて試験を受けさせないことができる。

5 協会員は、不正受験が発生しないよう、受験者に対し指導するとともに、不正受験の未然防止に努めなければならない。

（合格者名簿の作成）

第8条 本協会は、試験の合格者の名簿を作成する。

（不合格者の取扱い）

第9条 試験を受け、不合格となった者は、当該受験日から30日を経過する日までは、第3条各号に規定するすべての試験を受けることができない。

（受験の特例）

第10条 本協会は、本協会に加入しようとする者が、所定の方法により受験の申出を行い、かつ、本協会が認めた場合に限り、本協会に加入しようとする者を第4条、第6条第1項及び第7条第5項において協会員

とみなす。

(金融商品仲介業登録予定者等に係る受験手続等)

第 11 条 協会員は、金融商品仲介業登録予定者（金融商品取引法（以下「金商法」という。）第66条に規定する金融商品仲介業の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者をいう。以下同じ。）若しくはその役員若しくは使用人又は金融商品仲介業登録予定者が役員として選任しようとする者若しくは使用人として採用しようとする者に試験を受けさせようとするときは、当該金融商品仲介業登録予定者の商号、名称又は氏名等について、所定の方法によりあらかじめ本協会に届出を行い、本協会の確認を得た後、第 6 条第 1 項の定めるところにより受験手続を行うものとする。

2 協会員は、前項の届出の対象となった金融商品仲介業登録予定者が登録の申請を取り止め、若しくは金商法第66条の25において準用する同法第64条の 2 第 3 項の規定に基づき登録の拒否に係る通知を受けた場合には所定の方法により、直ちに本協会に届け出なければならない。

3 協会員は、第 1 項の届出の対象となった金融商品仲介業登録予定者との間の金融商品仲介業に係る業務の委託契約を当該金融商品仲介業登録予定者が登録を受ける前に解除した場合及び当該金融商品仲介業登録予定者が他の協会員との間で金融商品仲介業に係る業務の委託契約を締結していない場合は、所定の方法により、直ちに本協会に届け出なければならない。

4 一の金融商品仲介業登録予定者に複数の協会員が金融商品仲介業の委託を行うこととなった場合には、当該複数の協会員が協議し、当該複数の協会員を代表する一の協会員（以下「代表協会員」という。）を定め、代表協会員は、当該金融商品仲介業登録予定者の同意書を添付のうえ、直ちに所定の方法により本協会に届け出るものとする。代表協会員を変更した場合も同様とする。

5 前項に該当する場合、第 1 項から第 3 項までの手続は代表協会員が行うものとする。

第 3 章 そ の 他

(本協会以外の団体が実施した試験の取扱い)

第 12 条 平成 6 年 3 月 1 日から平成 8 年 3 月 31 日までの間に全国銀行協会連合会、社団法人全国地方銀行協会、社団法人第二地方銀行協会及び社団法人全国信用金庫協会が実施した第一種証券外務員研修修了認定試験又は第二種証券外務員研修修了認定試験は、第 3 条第 4 号に掲げる特別会員一種外務員資格試験又は同条第 5 号に掲げる特別会員二種外務員資格試験とみなす。

2 平成 6 年 3 月 1 日から平成 8 年 3 月 31 日までの間に社団法人生命保険協会及び社団法人日本損害保険協会が実施した第一種証券外務員資格試験は、第 3 条第 4 号に掲げる特別会員一種外務員資格試験とみなす。

付 則

この規則は、平成19年 9 月 30 日から施行する。

(注) 本規則を「自主規制規則」とする。

付 則 (平19. 12. 18)

この改正は、平成20年 1 月 1 日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第 4 条第 1 号イ、第 3 号ト及び第 7 号ホを改正。

(2) 第10条第 1 項を改正。

(3) 第11条第5項を改正。

(4) 第14条を改正。

付 則 (平21. 12. 15)

この改正は、平成21年12月15日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第4条第1項第6号を改正。

付 則 (平22. 5. 18)

1 この改正は、平成22年7月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 改正後の第4条の2第1項第2号に規定する「従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱っている者」は、施行日以後に従業員規則第12条第1項の規定により本協会が二級不都合行為者として取り扱うことを決定し、かつ、従業員規則第15条第1項の規定による不都合行為者の取扱いの解除を行っていない者をいう。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

(1) 第4条の2を新設。

(2) 第7条第2項及び第3項を新設、旧第7条第2項を第4項に繰り下げ、第5項を新設、旧第7条第3項を改正し第6項に繰り下げ、旧第7条第4項を第7項に繰り下げ、旧第7条第5項を改正し第8項に繰り下げる。

(3) 第10条第1項、第12条、第13条第1項を改正。

付 則 (平23. 1. 18)

1 この改正は、本協会が別に定める日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、改正前の第4条第2項、第7条第7項及び第8項並びに第10条第2項を削る改正並びに改正後の第11条の規定については平成23年10月1日から施行する。

2 平成23年10月1日から施行日の前日までの間における改正後第11条の規定の適用については、同条中「金融商品仲介業登録予定者」とあるのは、「金融商品仲介業登録予定者(金融商品仲介業者を含む。)」と、同条第1項中「第6条第1項」とあるのは、「第6条」とする。

(注) 改正条項等は、次のとおりである。

(1) 第4条、第4条の2、第6条、第9条、第10条、第11条を改正。

(2) 第7条第5項、同条第7項、同条第8項を削り、同条旧第6項を同条第5項に繰り上げる。

(3) 第12条、第13条を削り、旧第14条を第12条に繰り上げる。

(4) 「本協会が別に定める日」は平成24年1月16日。

付 則 (平26. 6. 17)

1 この改正は、平成27年1月1日から施行する。

2 第7条に規定する不正受験者及び不正受験に、この改正の施行の日における改正前の第3条第6号に規定する特別会員四種外務員資格試験の不正受験者及び不正受験を含む。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

- (1) 第3条第6号を削り、同条旧第7号を同条第6号に繰り上げる。
- (2) 第4条第4号を削り、同条旧第5号を同条第4号に繰り上げる。
- (3) 第11条第1項を改正。

付 則 (平27.5.19)

この改正は、平成27年5月29日から施行する。

(注) 改正条項は、次のとおりである。

第4条各号列記以外の部分及び第3号ロを改正。